

三重県建設副産物処理基準新旧対照表

現 行	改 定	摘 要
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 各段階における計画書の作成等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工事の計画段階においては、別紙2「リサイクル計画書(概略設計・予備設計)」を作成する。(設計業務の受注者等が作成) 2. 建設工事の設計段階においては、別紙3「リサイクル計画書(詳細設計)」を作成する。(設計業務の受注者等が作成) 3. 建設工事の積算段階においては、<u>別紙4「リサイクル計画書(積算段階)」</u>及び別紙5「リサイクル阻害要因説明書」を作成する。(積算担当者が作成) 4. 建設工事の施工段階においては <ol style="list-style-type: none"> (1) 着手前 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は契約額が 500 万円以上の工事については別紙6「再生資源利用計画書(実施書)」及び別紙7「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出するとともに、JACIC が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータを入力する。 ② 監督員は建設リサイクル法第 10 条の対象建設工事について、同 11 条の通知(別紙8)を行う。 (2) 工事中 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は建設副産物を工事現場から搬出する場合は廃棄物処理法に基づき産業廃棄物管理表(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示する。 (3) 完了後 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は JACIC が運用する「建設副産物情報交換システム」に実績報告を入力する。 ② 受注者は、すみやかに別紙6「再生資源利用計画書(実施書)」及び別紙7「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出する。 ③ 受注者は、建設リサイクル法第 18 条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は上記②を兼ねるものとする。 <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>第10条 附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この基準は<u>平成 28 年 7 月 1 日</u>より適用する。 <p>別紙4 リサイクル計画書(積算段階)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 各段階における計画書の作成等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工事の計画段階においては、別紙2「リサイクル計画書(概略設計・予備設計)」を作成する。(設計業務の受注者等が作成) 2. 建設工事の設計段階においては、別紙3「リサイクル計画書(詳細設計)」を作成する。(設計業務の受注者等が作成) 3. 建設工事の積算段階において、<u>建設副産物の再資源化等ができない場合は</u>、別紙5「リサイクル阻害要因説明書」を作成する。(積算担当者が作成) 4. 建設工事の施工段階においては <ol style="list-style-type: none"> (1) 着手前 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は契約額が500万円以上の工事については別紙6「再生資源利用計画書(実施書)」及び別紙7「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出するとともに、JACIC が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータを入力する。 ② 監督員は建設リサイクル法第10条の対象建設工事について、同11条の通知(別紙8)を行う。 (2) 工事中 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は建設副産物を工事現場から搬出する場合は廃棄物処理法に基づき産業廃棄物管理表(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示する。 (3) 完了後 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は JACIC が運用する「建設副産物情報交換システム」に実績報告を入力する。 ② 受注者は、すみやかに別紙6「再生資源利用計画書(実施書)」及び別紙7「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出する。 ③ 受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は上記②を兼ねるものとする。 <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>第10条 附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この基準は<u>平成 31 年 4 月 1 日</u>より適用する。 <p>別紙4 (削除)</p>	<p>・別紙 4 「リサイクル計画書(積算段階)」を削除</p> <p>・別紙 5 「リサイクル阻害要因説明書」の作成が必要となる条件を明確化。</p>